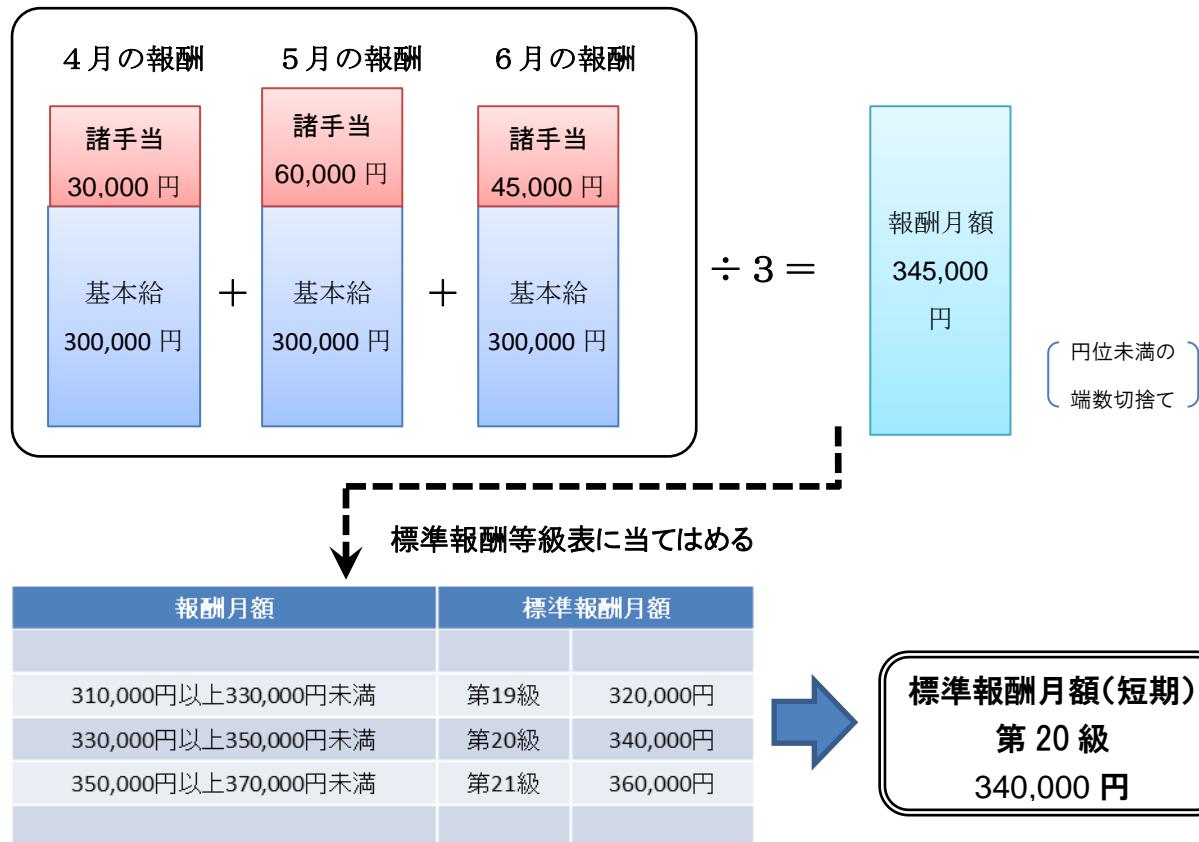


## 標準報酬月額の「定時決定」が行われます！

組合員の皆様の「標準報酬月額」は、毎年7月1日時点で、4月から6月までの3か月間の報酬額の平均により、決定し直す仕組みになっています。この決定は、毎年定期的に行われることから「定時決定」といいます。定時決定により決定された標準報酬月額は、途中で改定がなければ、9月から、翌年の8月まで適用されます。

### 定時決定のイメージ図



定時決定により決定された標準報酬月額は、7月以降、標準報酬決定通知書又は給与明細書等（給与支給機関によって異なります）により、組合員の皆様に通知され、9月以降の共済組合の掛金（保険料）や給付の算定に適用されます。

**Q** 4月、5月、6月とも育児休業中で報酬が支払われていないのですが、定時決定ではどのように決定されますか。

**A** 3月とも報酬が支払われない場合は、休職等の事由が発生する直前の標準報酬月額（従前の標準報酬月額）により決定します。

病気休職中や職員団体への専従許可により報酬が支給されない場合がこれに該当します。

なお、3月とも病気休職であっても報酬の一部が支給されている場合（8割支給）など「低額の休職給」を受けている場合も従前の標準報酬月額により決定します。

お問い合わせ先：経理貸付係（経理担当）（082）513-4955